

目 次
第1号（1月13日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提出第1号議案	4
閉 会	13
署 名	14

津和野町告示第1号

平成28年第1回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年1月6日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成28年1月13日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○応招しなかった議員

平成 28 年 第 1 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 28 年 1 月 13 日 (水曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 1 月 13 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 1 号議案 平成 27 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
道路工事請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 1 号議案 平成 27 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
道路工事請負変更契約の締結について
-

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長 …………… 世良 清美君
参事（兼健康福祉課長） …………… 齋藤 等君
総務財政課長 …………… 福田 浩文君 教育次長 …………… 羽多野寿子君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

ここ二、三日、急に寒さが、気温が下がって、お互いに体調に十分気をつけにやならんとこのように思っておりますが、正月3日、そして先般10日、それぞれ成人式、消防出初め式、議員各位には御出席をいただきまして誠にありがとうございました。御苦労でございました。

本日は、平成28年第1回津和野町議会臨時会が招集をされましたところ、議員各位にはおそろいでお出掛けをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第1号平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいでお出席を賜りましてありがとうございました。

今臨時議会に提案をいたします案件は、契約変更案件1件でございます。慎重審議を賜り、可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第1号でございますが、平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。

議案第1号でございます。平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事でございます。契約方法は随意契約、契約の工期でございますが、変更前が完成期日が平成28年1月31日、変更後完成期日平成28年3月31日。契約の相手方は、津和野町高峯566番地1、有限会社ナガヨシ技建代表取締役永吉伯亨でございます。

裏面の写しをごらんいただきたいと思います。

工期完了期間を28年3月31日に変更する。この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、本契約となるというものでございます。

この事業の内容につきましては、8月10日の開催をいただきました臨時議会で御説明を申し上げます。今回、工期完成期間を平成28年3月31日に変更していただくものでございます。

変更の理由といたしまして、残土処理場内にある電柱移転がおこなわれていることに伴い、残土処理場の整地作業がおこなわれているためです。電柱が処理場の田の中に4本あり、これを北側山沿いに移転をし、その後、残土場を整地する予定としていましたが、1月末までには電柱移転が行われる見込みが立っていないため、現在、その作業ができない状態となっております。道自体は、既に終点まで届いており、おおむね通行可能な状況になっていますが、仮設道からの泥水等が入り口の町道へ流れ出る状況があり、泥水対策及び流水対策に対しまして、地元から要望が出ております。

今回、あわせて入り口よりヘアピンカーブまでの舗装、排水溝、また安全対策として防護柵等ガードレールでございますが、設置等の対応をしたいと考えていますが、今回は設計額が確定できておりませんので、今後設計額が確定次第、変更契約を予定しております。再度、議会へ提案させていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 青原小学校の校舎の建設がおくれたときには、町長は給与の減額の条例を出されたりしたわけでございますけれども、今回もこうしておく

れるわけですが、このことについて前回との整合性、今回についての所見などお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたびのことにつきましては、土砂の置き場、そうしたところで中電さん等の関係ということでありまして、これについては私自身はやむを得ないことだというふうに思っております、決して行政的にも責任があつての工期の延期ではない、当然、業者さんにも責任があるものではないわけでございまして、そういう中でやむを得ず、工期を変更させていただくということで、私自身はまた前回とは違う性質なものだというふうに位置づけをしているところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今後もやはり、私も状況によっては遅れることがあると思うわけでありまして、前回はそういうような形でありましたので、やっぱりさまざまな状況によっては遅れる場合もあるかと思っております。その点については、今後とも工期の延期は、私は必要に応じて行い、認めていくものだと思っておりますけれども、今後について、例えば今回は年度内の延期でございましたけれども、年度を越えてということも繰越明許であり得ると思っておりますが、3月末工期満了というものであれば、当然、年度も変わってくると思っておりますが、今後も延期ということはある得ると思っておりますが、それについて前回は出されましたけれども、今後はどういうような形だったら出すとか、そういうことの考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思っております。（発言する者あり）

端的に言えば、例えば町長がみずからの責任をどれぐらいのものの延期ならば出すとか、そういうことを思っておられるのか、それは内容によるのか、私はやっぱりさまざまな事情があつたらやむを得ないというものはやむを得ないと思っておりますけれども、その点について、今後、町長の考え方といいますか、こういうことならば責任もたらなければならないということがあるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） なかなかケース・バイ・ケースですので、現時点でそれを想定しながらお話するというのは難しいところもあるかと思っておりますが、ただ基本はやはり工期を厳守するということ、これは業者も我々も共通認識のもとで事業を進めていかなければならないというふうには思っているわけでありまして、今回のようにやむを得ない場合ということ、これは第三者の関係でこういう形になったということでありまして、そういう場合は特に責任論ということまではないんではないかという気がしております。

それから、青原小学校のことについても、工期のことは厳粛に受けとめなければなりませんけれども、当初、全協のときにもお話をしましたけれども、私自身はそのときにこの問題について、青原小学校の問題ですけれども、給与カット等のそういう部分の責

任というのとは必要がないのではないかというスタンスで議会には臨んだというのが事実であります。ただ、全協の中で議員の皆様方や最後にも議長から、やはり町長としての責任というものを全員協議会での議員の皆さんの意見を踏まえて判断をすることも必要ではないかということ、それは給与カットという言葉では言われませんでしたけれども、そうした議会とのいわゆる対話の中で、やはり町長が責任をとるべきだろうということを私自身は判断をしたので、最終的にはああいう給与カットの条例提案をさせていただいたというようなところでもありまして、ケースバイケースだと思っておりますが、これからも私自身は私自身の考え方とそれに固執するのではなくて、また議会の御意見もお聞きしながら、私自身がどういう責任をとるのかというのはその都度決めていきたいというふうにも考えているところでもございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 先ほど、御説明をいただきましたが、電柱の障害物件があるけえ工事ができないというふうにしたしか言われたと思うんですが、それで間違いないですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 残土処理場の予定地でございますが、今、残土が埋め立てられております。ここは田でございます、田の中心部分のほうへ4本並んで立っております。それが残土を置くに連なって、土地が高くなっておりますので、それ以上ちょっと積めない状況になっております。電柱移転をしないと整地ができない状態になっておりますので、その電柱移転が済まないという状況でございますので、議員御指摘のとおりでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 電柱移転が障害になって工事ができないというふうな御説明でございますが、これは平成26年度からもう第1期工事が始まっておるわけです。全線1,311メートルの延長があるわけですね。それで、26年度には既に830メートルぐらい完成しておるわけでしょう。その間で、今まで2年もかかってまだ電柱移転はできないということは、私もちょっと疑義を感じるんですが、もう今年度の工事延長が482メートルでしたね、それで何メートルぐらいのところその電柱があつて、あと終点まで達するには、終点ナンバー41.9のところまでなろうと思うんですが、そこまでに行くのもう何メートルあるのか、電柱から、今障がい物件があるところから終点まではかつがつ行っておるんかどうか。わしの質問が悪いかね。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 私の説明が不足していたと思います。残土処理場が津和野神社の裏手の田んぼを残土処理場のほうで一応お借りして、そこへ残土処理で土を持って行っております。その残土処理場のほうに電柱が立っておりまして、それを

移転しないと整地ができないということでございます。道のほうについては、一応、終点までおおむね道がついております。これは1月8日に教育長と担当と私と次長補佐で終点まで行ってまいりましたので、道はおおむね完了しております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 残土処理場のところの電柱移転ができないということであるんですが、これは当初計画からそこをもう残土処理場に計画されておったんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 昨年度の工事のときはその場所でなくて、別のところを使っておりましたけれども、今年度分の事業についてその土地をお借りすることにしたところでございます。

先ほど、次長のほうからもありましたけれども、残土を積み上げておりますので、電柱の周りだけ積まずに、今置いてある状態です。人のちょっとしたものを持てば電線が当たるぐらいの高さまでできておまして、そのまま埋め立てるといふことにはなりませんので、電柱を移転をさせてもらって、最終的にはまた2枚の田んぼに復元するような形で整地を今予定をしております。

この電柱移転につきましては、所有者さんのほうから中電さんのほうへお願いをして移転をさせてもらうように交渉していただいております。8日の日に現地を確認に行ったときに、ちょうど中電の方が来ておられまして、確認の作業をしておられたので、近々は動けるようになってもらうのではないかといいふうには期待をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 残土処理場って言われますが、それは永久的にそこへ処理をされる場を確保されたんであろうと思うんですが、その電柱が移転できん、残土がもとで出られんのであれば、一時仮置き場でも喜時雨の公園にあるんですか、そこでも県が今運動公園でも残土処理をしておるじゃないですか。駐車場にも残土を入れておるわけですが、そういうところを利用して、一時的にもそういう対応ができなかったのか。

この工期延期を3月31日までされましたが、実際にこれだけの日にちをされても実作業日数っていうのは35日ぐらいしかないわけですよ、土日を抜きますと、実稼働日数っちゃうのは。その中で本当に電柱移設がして、この今変更された工期内で、電柱移転の見通しがついたから31日にされたんです。もしくは、これができんかった場合にはどうされるんです。また工期変更をされるようなお考えがあるのか。中電としっかり町のほうも地主に任せるのだけでなしに、お話をされてこういう問題が出るんじゃないか。確約をとるといふふうなことはできるかどうか、その点はどうですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 公共事業でやれば有償で電柱移転に費用がかかるわけなんですけれども、個人所有の方の移転ということであれば、いわゆる無償で中電さんのほうで移転をさせていただくということで、今回、農地として復元するために必要だという根拠の中で、いわゆる無償で移転をさせていただく作業をお願いをしております。町が公共事業だということをお願いをするとそれなりの電柱の移転料が発生をしてくるというようなこともありまして、少しでも事業料を少なくしたいということで、事業金額のほうへ活かしたいということで、そういう形をとらせていただきました。電柱移転を工事に入ればそんなに時間がかかることではないので、移転をさせていただきさえすれば、後はもう整地をして敷きならすだけなので、工期的に十分に間に合うというふうには思っております。

ただ、今回も同じですけれども、本来的にうちで作業することではないので、中電さんのほうで年度内にいつやっていただけるかということは、確約は今の段階ではできないのが現状ではございます。ただ、個人の方からそういうことで強く依頼をすれば、少しは早くなるよというようなアドバイスもいただいておりますので、再度動かないようなことがあれば、せつついてもらうようなこともやっていかないといけないかなというふうには思っております。

先ほど、次長のほうからもありましたけれども、道自体はもう頂上までついておりまして、車の通行は十分可能ではございますけれども、入り口付近の土砂が町道へ流れ出たり、それから途中若干ぬかるみのようなところもございますので、そういったところの碎石を敷いたり、そういった追加工事について、これ国の災害補助の形でいただいておりますので、使えるだけはその道の整備のために使っていきたいというふうに今考えておりまして、今後追加で変更の契約を結ぶ予定も考えております。そういった意味も含めまして、工期を3月末までということに設定をさせていただいているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、風邪を引いておりますので、マスクで失礼いたします。

今説明があった中で、3月31日までにまず4本の電柱を移動させて、碎石をひいたりだとか地元からの要望でるるいろんなことをしてということで、それを含めて3月31日までにやるということだと思っておりますけれども、今後のスケジュールとして、どれぐらいの段階で見積もりが定まって、いわゆる臨時会を開くという意味だと思っておりますが、そのタイミングによって、恐らく変更契約ですので議会の議決を得ないといけない、その議決を得るためには臨時会を開くとなるといつごろ予定をされていて、その後、このでき上がったあと、来年度から災害復旧事業、本格的に入っていくのか、どういったスケジュールで本工事に入っていくのか。

それと先ほどの説明でちょっと気になったのが、中電さんに公共事業でお願いすれば有償だけれども、個人だと無償になる。おっしゃっている意味はわかりますし、そのほうが安くなるというのもわかるんですが、そういうやり方をとって本当に大丈夫なのかというのがちょっと気になりましたので、そこを確認させてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、スケジュールですけれども、教育委員会に設計をする技師がおきませんので、この事業も然りですけれども、建設課のほうへ変更のボウリング等の計算はお願いをしております。建設課のほうも御承知のとおり、災害復旧のほうで多忙でございまして、なかなかすぐということにもなりません、できるだけ、今設計書をお渡しをして、数量ももう本体工事のほうは数量を掴んでありますので、あとは計算をして設計書に落としていくという作業になります。ですので、建設課のほうでそういった設計書さえできれば、遅くとも2月中旬ぐらいまでにはいただけるものというふうに期待をして今考え、そのぐらいに議会の議決をいただきたいというふうには思っております。

公共工事の今の電柱移転の関係ですが、うちだけでなく建設課等そういった事業が多いわけですけれども、どうしても公共工事の言いわけにしかならないものは当然公共工事、町のほうで負担をしてやる形をとっていますけれども、できるだけ理由がつく分については、個人でのお願いをしておるといふふうに聞いております。

今回は、田んぼを整地して造成をするという理由の中でお願いをさせていただいておりますので、今のところ中電のほうからクレームが来たということは聞いておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 本体工事のスケジュールを。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 災害のほうについては、先般12月、契約で大手道のほうの工事については契約整っております。大手道の高校の寮のへりのほうの工事から今現在進んでおきまして、道が通過した、材料が運べるようになりましたら、もう直ちに上側からも崩土ののり面のところの工事に入っていくというような段取りになっております。材料を運ぶだけになりますので、そんなにずっと頻繁にその道を使うということは想定をしております。

石垣については、来年度から新たにこの工事とは別の形で補助事業をいただいて、石垣整備のほうへは行っていきますが、今年度は今の出丸のほうの仮設道の工事等も一応予定をしております。ですので、そこら辺には大きな影響はないものというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 本案件に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 本案件に賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。起立全員であります。

したがって、議案第1号平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第1回津和野町議会臨時会を閉会します。御苦勞でありました。

午前9時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員